

# 立川市立保育園民営化に関する検証報告書

令和3年3月

立川市

# ～～ 目 次 ～～

ページ

はじめに	・・・・・・・・・・	1
<b>I 市立保育園民営化の概要</b>	・・・・・・・・・・	<b>2</b>
1. 民営化実施の背景	・・・・・・・・・・	2
2. 民営化の目的	・・・・・・・・・・	2
3. 「立川市立保育園民営化ガイドライン」について	・・・・・・・・・・	2
4. 民営化した保育園の概要	・・・・・・・・・・	3
5. 園舎建替え	・・・・・・・・・・	4
<b>II 検証の内容</b>	・・・・・・・・・・	<b>6</b>
1. 検証の趣旨	・・・・・・・・・・	6
2. 検証の内容	・・・・・・・・・・	6
3. 検証の方法	・・・・・・・・・・	6
<b>III 「立川市立保育園民営化ガイドライン」に沿ったプロセスの検証</b>	・・・・・・・・	<b>9</b>
1. 市立保育園民営化の手法	・・・・・・・・・・	9
2. 子どもと保護者に対する、円滑な移行・引継ぎに向けた取組み	・・・・・・・・	14
3. 民営化後の市の役割	・・・・・・・・・・	19
<b>IV 市立保育園民営化の成果の検証</b>	・・・・・・・・・・	<b>20</b>
1. 多様な保育ニーズへの対応	・・・・・・・・・・	20
2. 保育の質の維持と向上	・・・・・・・・・・	20
3. 施設整備	・・・・・・・・・・	26
4. 行政運営の効率化	・・・・・・・・・・	28

V 市立保育園民営化の検証のまとめ	・・・・・・・・・・ 31
-------------------	---------------

## VI 資料等

立川市立保育園民営化検証委員会設置要綱	・・・・・・・・・・ 33
立川市立保育園民営化ガイドライン	・・・・・・・・・・ 38
民営化の経緯（年表）	・・・・・・・・・・ 45

※本検証報告書は、市ホームページに掲載しています。

「ホーム＞子育て・教育＞子育て＞保育施設＞保育施設に関するお知らせ  
＞市立保育園の民営化＞立川市立保育園民営化に関する検証報告書」

URL

「<https://www.city.tachikawa.lg.jp/hoiku/202103shiritsuhoikuenminneikakenshohoukokusho.html>」

二次元コード



## はじめに

市は「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づき 5 つの市立保育園の民営化を進め、令和 2 年4月に実施された柴崎保育園の民営化をもって当初の民営化計画が完了したことから、今までの市立保育園民営化の取組みについて振り返り、検証を行うこととした。

この検証を行うにあたって、市はアンケートや聞き取り調査を行い、学識経験者、保護者、市内認可保育所の園長等経験者、子ども家庭部長で構成された「立川市立保育園民営化検証委員会」を設置した。

本報告書は、市が行った保護者や保育士への調査や、検証委員会による保育園での現地調査等を基に行った、市立保育園民営化の検証結果をまとめたものである。

検証委員会では、保育園での現地調査の他、5回にわたる会議を行い、限られた時間ながらも、特に保護者委員からの積極的な発言により、活発な協議を行うことができた。

本報告書をまとめるにあたって、ご協力をいただいた保護者、保育園の保育士等職員、その他関係されるすべての方に対して、深く感謝を申し上げたい。

# I 市立保育園民営化の概要

## 1. 民営化実施の背景

平成19年4月1日時点で、市内の保育園は、市立認可保育所11園、民間認可保育所17園、待機児童は118人となり、女性の就業率の上昇により、ますます保育需要が高まり、待機児童の増が予想されていた。また、平成16年度から、三位一体の改革により、公立認可保育所（市立保育園）の運営に係る国庫補助金が一般財源化された。

このような中で市は、保育サービスを取り巻く社会的な状況の変化に対応し、より効率的な行政運営を図るため、限られた資源の中で民間活力を積極的・効果的に活用し、待機児童の解消を図り、多様化する保育ニーズに 대응するために、平成20年3月に、市立保育園のうち5園を民営化する方針を決定した。

## 2. 民営化の目的

### ①待機児童の解消

民営化に伴う施設の改修・改築等により保育園入園枠（定員）を拡大し、待機児童の解消を図る。

### ②保育サービス・子育て支援の充実

民間保育所のマネジメント能力やノウハウなどを活用することにより、多様な保育ニーズに柔軟に対応する。

### ③保育機能の充実や環境向上に必要な財源の確保

民営化により縮減できる財源を活用し、他の市立保育園施設を計画的に保全するとともに、市立保育園で蓄積した経験や人材を活かして、地域の子育て支援や障害児保育等の機能を充実する。また民営化した保育所の運営や施設整備に、国・都の補助金等を活用し計画的に助成を行うことで、保育環境の向上を図る。

## 3. 「立川市立保育園民営化ガイドライン」について

民営化を実施するにあたり、市民の意見を聞きながら「立川市立保育園民営化ガイドライン」（以下、「民営化ガイドライン」という。）を策定した。市が指定する条件などについて公表することにより、保護者の不安を解消して円滑な移行を図り、より良い事業者の参入を目指した。

### ○民営化ガイドラインの主な内容

- ・民営化の進め方 保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保する
- ・事業者選定基準 「民設民営」運営実績がある社会福祉法人等とする
- ・募集基準 応募期間は2か月程度で公募とする
- ・選定方法 市民や学識経験者、保育現場経験者等が企画提案方式により選定する
- ・保育園用地については無償貸与し、建物や備品等については無償譲渡する
- ・事業者への指定条件 職員配置と保育内容の指定条件を満たし、定員を拡大する
- ・円滑な移行への取り組み 十分な準備期間を設け、引継ぎ保育と合同保育を実施する

#### 4. 民営化した保育園の概要

名称	所在地	運営法人	事業者 募集	事業者 決定	引継ぎ 保育 開始	民営化 認可 年月	合同 保育 終了 年月	定員 拡大	引継ぎ 保育 期間	合同 保育 期間	保護者 説明会	三者 懇談会
西砂 保育園	西砂町 2-63-2	(福) 高峰福祉会	平成 21年 8月	平成 22年 2月	平成 22年 10月	平成 23年 4月	平成 24年 1月	平成 23年 8月	6か月	10か月	12回	19回
見影橋 保育園	砂川町 3-23-2	(福) 和の会	平成 24年 8月	平成 25年 1月	平成 25年 10月	平成 26年 4月	平成 26年 8月	平成 29年 4月	6か月	5か月	9回	13回
江の島 保育園	栄町 5-20-3	(福) 童愛会	平成 26年 6月	平成 26年 11月	平成 27年 10月	平成 28年 4月	平成 28年 6月	平成 29年 8月	6か月	3か月	6回	7回
栄 保育園	栄町 3-33-3	(福) 修敬会	平成 28年 5月	平成 28年 11月	平成 29年 10月	平成 30年 4月	平成 30年 6月	令和 3年 4月 (予定)	6か月	3か月	4回	7回
柴崎 保育園	柴崎町 1-16-23	(福) 若水会	平成 30年 5月	平成 30年 11月	令和 元年 10月	令和 2年 4月	令和 2年 6月	令和 4年 4月 (予定)	6か月	3か月	6回	7回

## 5. 園舎建替え

(参考) 市立認可年月	園舎建替工事開始(仮設工事含む)	仮設園舎での運営開始	新園舎建替え等完了	建替え手法	仮設園舎の設置手法	建替え後定員	(参考) 市立園時の定員	定員増
昭和50年4月	平成22年11月	建設無し	平成23年8月	大規模改修及び増築	当初仮設園舎は設置しない予定であったが、東日本大震災の影響により工事が延伸され、やむを得ず近隣の公会堂を利用し、暫定保育を行った。(平成23年4、5月)	150人	119人	31人
昭和50年4月	平成28年3月	平成28年5月	平成29年4月	増改築	他の市有地に事業者が仮設園舎を設置。	150人	118人	32人
昭和35年4月	平成28年10月	平成28年4月	平成29年8月	増改築	市が他の市立園大規模改修のため賃借していた建物を、市の賃借期間終了後、民営化と同時に事業者が仮設園舎として賃借。	110人	80人	30人
昭和53年4月	令和2年3月	令和2年4月	令和3年4月(予定)	増改築	園庭に事業者が仮設園舎を設置。	110人(予定)	81人	29人(予定)
昭和47年4月	令和2年11月(予定)	建設無し	令和4年4月(予定)	増改築	園庭に新園舎を直接設置するため、仮設園舎は設置しない。	105人(予定)	76人	29人(予定)

※5園で150人程度の定員増の予定



## Ⅱ 検証の内容

### 1. 検証の趣旨

平成20年3月に方針を決定した市立保育園5園の民営化が、令和2年4月に完了したことから、10年間にわたり実施してきた5園の民営化について振り返り、検証を行う。

### 2. 検証の内容

民営化ガイドラインに基づき実施した方法や進め方と実際のプロセスについて考察を行った後、成果や手法等について検証を行う。

### 3. 検証の方法

#### (1) 委員会の設置

- 立川市立保育園民営化評価委員会…市職員のみで構成(以下「評価委員会」という。)
- 立川市立保育園民営化検証委員会…外部の学識経験者や保育に知見を有する方、保育園保護者、市職員で構成(以下「検証委員会」という。)

#### (2) 市による調査

- 保護者アンケート
- 現地視察(保育課職員4人)
- 職員・保護者ヒアリング(保育課職員4人)

#### (3) 検証委員会による現地確認及び協議検証

建替え期間中の園と保護者委員の在籍園を除く民営化園3園と、市立保育園1園の現地視察を行った。

- 現地視察日 令和2年11月13日及び11月20日
- 検証委員会 5回開催(開催日等はP.35に記載)

#### (4) 報告書の作成

市は検証委員会による検証結果に基づき、報告書をまとめた。

## 市による調査の実施状況

### (1) 保護者アンケート 保護者の意見を確認する

#### ①対象

- ・民営化した保育園5園
- ・民営化した保育園を既に卒園、転園した利用者(保護者)
- ・立川市立保育園6園

#### ②実施期間及び調査方法

- ・実施期間 令和2年7月21日から8月21日まで
- ・調査方法 各保育園へ調査票を配布し、保育園に設置した回答用ポストへ投函するか、市ホームページ上の回答フォームからインターネット経由で回答する。

#### ③回答状況

- ・調査票配布数 943件
- ・回答数 628件(内紙での回答569件、市HPから59件)
- ・回答率 66.60%

### (2) 現地視察 民営化園5園の保育を確認する

- 主な確認内容
  - ・子どもの活動の様子
  - ・子どもへの関わり
  - ・保育環境

### (3) 職員・保護者へのヒアリング

- 対象 保護者・・・民営化園で民営化を経験し今も在園している保護者  
職員・・・民営化園の園長・主任保育士・保育士  
市立保育園の民営化移行を経験した園長・副園長・保育士等

#### ○ヒアリング項目

##### <保護者>

- ・現在の民営化園の保育内容や園運営についての意見感想等
- ・民営化移行までのプロセスについて意見感想等
- ・民営化に伴う子ども・保護者への影響はあったか
- ・園との交流や連携等、関係づくりについて
- ・これからの保育について、運営法人に対し求めること
- ・市の支援について保護者として感じること

##### <民営化園職員>

- ・引継ぎ保育や合同保育等、移行期間に関する取組みについての振り返り
- ・民営化に際して気をつけた点、実際に起こった問題、その対応など
- ・移行後の新たな取組みについて(延長保育・定期利用・一時利用等)
- ・園運営全般において、工夫していることや気をつけていること

- ・保護者との交流や連携等、関係づくりについて
- ・市の支援について(アフターフォロー等)
- ・現在の園運営において気になっていることや課題について

<市立園職員>

- ・引継ぎ保育や合同保育等、移行期間に関する取組みについての振り返り
- ・引継ぎ保育・合同保育の内容等について
- ・民営化時の子ども・保護者等への影響について
- ・保育課からの支援について

令和2年実施

	現地視察	民営化園職員に対する ヒアリング	保護者等に対する ヒアリング
西砂保育園	9月16日	9月10日	9月10日
見影橋保育園	8月27日	9月7日	9月18日
江の島保育園	9月28日	9月28日	10月12日
栄保育園	7月28日	9月1日	9月19日
柴崎保育園	10月5日	9月2日	9月25日

市立保育園の職員に係るヒアリング	10月8日	10月16日
------------------	-------	--------

※保護者アンケートの結果については、「立川市保育園利用者(保護者)アンケート結果」として、市ホームページに公開している。

市ホームページ

「ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設>保育施設に関するお知らせ  
>市立保育園の民営化>立川市立保育園民営化検証のためのアンケート結果について」

URL 「<https://www.city.tachikawa.lg.jp/hoiku/202102shiritsuhoikuenriyoushaenquetekekka.html>」

二次元コード



### Ⅲ 「立川市立保育園民営化ガイドライン」 に沿ったプロセスの検証

#### 1. 市立保育園民営化の手法

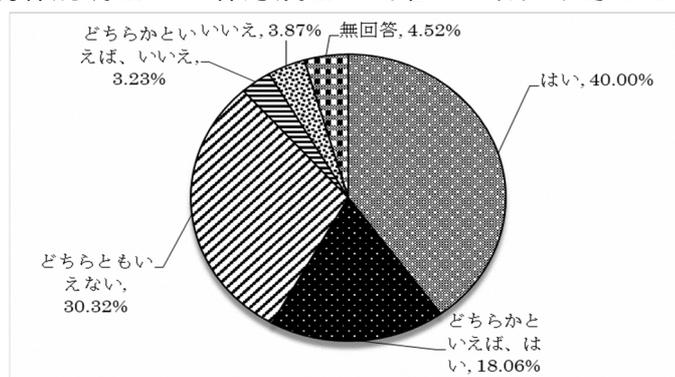
##### (1) 保護者に対する説明や意見の聴取の機会の確保はできていたか

###### <保護者説明会の開催状況>

全市民を対象	平成 20 年 10 月	1 回
各保育園を対象	・西砂保育園	12 回(延べ 20 回)
	・見影橋保育園	9 回(延べ 15 回)
	・江の島保育園	6 回
	・栄保育園	4 回
	・柴崎保育園	6 回

##### ●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.22 より)

- ・民営化に関する保護者説明会や三者懇談会の内容や回数は、適切だったと思いますか。



##### 【検証】

保護者説明会では、市の行財政運営に必要な財源の確保と待機児童解消のための民営化の必要性等について、市から保護者へ説明した。

1園目の西砂保育園、2園目の見影橋保育園では、民営化自体に関する説明や市の財政面に関する説明が多くを占めていた。また、市立園に入園した後に民営化が決まったことも影響し、保護者の理解を進めるため、平日と休日等の2度に分けるなど多くの回数を実施した。残りの江の島保育園、栄保育園、柴崎保育園の3園は同時に民営化対象と公表され、江の島保育園では翌年度から事業者選考が始まることから、年度内に計6回の保護者説明会が開催された。栄保育園と柴崎保育園は、将来の民営化を承知で入園した保護者が増えたこともあり、年1回の開催とし、事業者決定後は、三者懇談会において保護者の意見等を伺う機会を持つこととなった。

事業者決定前の保護者説明会では、園舎の建替えによって保育環境が良くなること、延長保育等のサービス面を上を条件とすること等の説明を行った。最も関心の高い行事や具体的な保育の内容については、丁寧な引継ぎを行い、子どもと保護者に極力影響のないよう進めていくと説明し、不安の軽減に努めた。

##### ➡ 結論

民営化に対する保護者の不安や意見、要望に対して、市は引継ぎ保育やその後の運営に反映するよう、安心を第一に説明と意見の聴取の場の確保に努めてきたと考えられる。不安感の軽減のためには、プラスのイメージを伝えることも大切であったが、1園目、2園目は、見通しを持って説明するには

至らなかった。時間の経過とともに、先行事例も踏まえた対応を行うことができていたと考えられる。

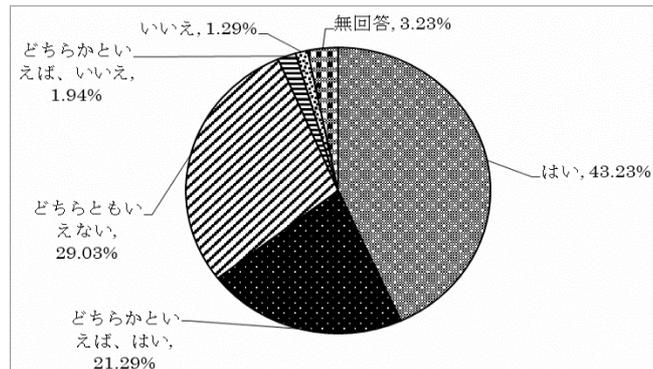
## (2) 民営化の設置・運営主体の設定は適切であったか

### 民営化ガイドライン

- ・民営化の方式 民設民営方式
- ・設置・運営主体 認可保育所の運営実績がある社会福祉法人等  
株式会社等の法人は対象外

### ●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.19 より)

・事業者の条件や公募方法等は良かったと思いますか。



### 【検証】

現在、認可保育所の運営主体としては営利法人等も認められているところであるが、民営化後も保育の質を維持・向上し、安定的かつ継続的に園が運営されなければならないことから、設置・運営主体を認可保育所の運営実績がある社会福祉法人等とした。

### ➡ 結論

市立保育園の民営化にあたっては、子どもや保護者が安心して民営化を迎えられるようにすること、民営化後3年以内に園舎の建替えを行わなければならないこともあり、営利法人を除いて社会福祉法人等に限ったことは適切であったと考えられる。

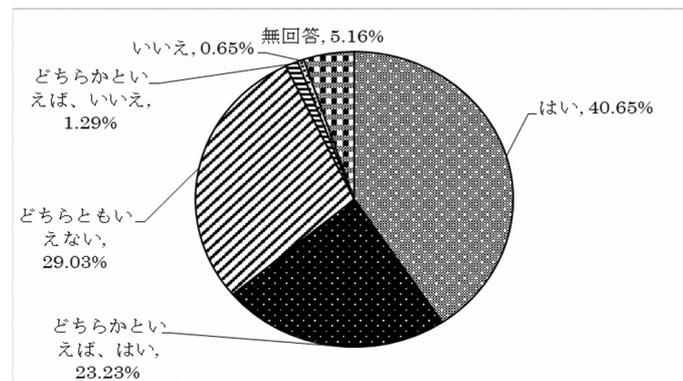
## (3) 事業者の募集は公平公正に行われたか

### 民営化ガイドライン

事業者の募集方法は、公募によるものとし、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、応募期間は2か月程度を確保する

### ●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.21 より)

・事業者の選考期間は適切だったと思いますか。



## 【検証】

事業者の募集は民営化ガイドラインどおり公募により実施した。

周知方法は、多摩地域及び多摩地域に隣接する区部において認可保育所を運営する東京都内の社会福祉法人(約 300 法人)に対し、募集要項等の関係書類一式を郵送し、かつ、市ホームページにも掲載した。募集期間は、公表から応募書類提出まで、概ね2か月から3か月を確保した。

### ➡ 結論

事業者の募集方法は適切に行われたと考えられる。

## (4) 事業者の選定手法は適切であったか

---

### 民営化ガイドライン

市民や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式（プロポーザル）により選定する

## 【検証】

学識経験者1人、公認会計士又は税理士その他これに準ずる者1人、市内の認可保育所の園長経験者1人、各民営化園の保護者3人の合計6人から構成される「民営化に係る事業者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）を設置し、選考を行った。原則的に選考委員会は事業者の人事情報や財務情報などを取り扱うため原則的に非公開の会議としたが、事業者によるプレゼンテーションや事業者が現に運営している認可保育所の見学などには、選考委員以外の保護者も参加できるようにしていた。

### ➡ 結論

事業者の選定は適切に行われたと考えられる。

## (5) 事業者選定基準は適切であったか

---

### 民営化ガイドライン

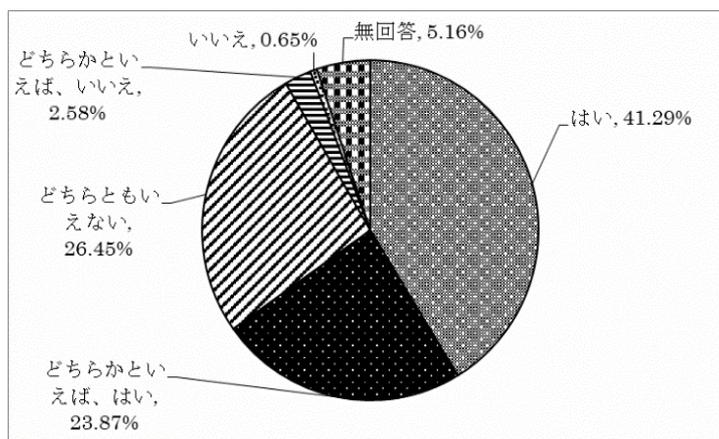
事業者の安定性や継続性ととも、保育の質の維持・向上が期待できる、より優良な事業者を選定する

#### 民営化ガイドラインより事業者選定基準

- 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- 多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。
- 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- 保育の質を高める職員体制が確保できること。
- 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.20 より)

・民営化事業者選考方法は適切だったと思いますか。



【検証】

選考委員会において民営化ガイドラインの内容を踏まえ第1次審査(書類審査)と第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング、現地調査)を実施し、採点を行い、総合的に最も点数の多かった事業者を選定した。選考基準自体も委員会で決めたことから、専門的な観点と保護者目線からの評価を行うことができたと考えられる。認可保育所の安定的な運営を前提として、さらにより良い保育を行う事業者の選定を目的とした結果、特に保育の内容が良かったと評価された事業者が選ばれたものと考えられる。運営面では、民営化後、人員配置等に一時的に混乱が見られる場合があったが、事業者選定基準の設定は適切に行われたと考えられる。保護者委員を経験した方からは、選考委員になることはハードルが高く感じたが、選考を通じ、市立保育園での取組みや民営化事業者園の特色などを知る事ができて、良い経験であったとの意見があった。

➡ 結論

事業者選定は適切に実施できたと考えられる。

(6) 用地・建物等の契約手法は適切であったか

民営化ガイドライン

民営化後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園用地については無償貸与とし、建物や備品等については無償譲渡とする

【検証】

各園の保育園用地は、市と運営法人の間で、期間が20年の使用料無償の使用貸借契約を締結した。20年経過後は原則として次の期間の再契約をする見込みである。また、建物については無償譲渡契約を締結し、備品等は、運営法人が必要としたものは同様に無償譲渡契約を締結した。

➡ 結論

市は民営化ガイドラインのとおり、適切に用地・建物の契約を行った。

## (7) 運営面等で事業者指定した条件は満たしているか

---

### 民営化ガイドライン

#### 事業者指定した条件

##### ① 運営全般

- ア. 選定された設置運営主体（法人等）が自ら保育園を運営すること。
- イ. 移管を受けた土地や建物、備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ウ. 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。

##### ② 職員配置

- ア. 保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。
- イ. 園長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、当該保育園の専任職員とする。
- ウ. 移管前3か月以上、職員を当該保育園に勤務させ、保育を行いながら円滑な引継ぎに努めること。

##### ③ 保育内容

- ア. 産休明け保育（生後57日目からの保育）、延長保育（開所時間12時間以上）を実施すること。
- イ. 地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ウ. 第三者評価を実施し、保育内容の充実を努めること。
- エ. 職員の研修や保育園相互の交流に努め、保育の向上を図ること。

##### ④ 保育所定員

- ア. 移管後は、移管前の市立保育園の定員を上回るよう、認可定員の拡大や定員の弾力化を図ること。

### 【検証】

#### ① 運営全般

全ての園で市から無償貸与された土地で、建物及び備品は、民営化当初は市から無償譲渡されたものを使用し、園舎建替等の後は、運営事業者自身の負担により自ら運営を行っている。

地域との関係も概ね良好に築かれているが、一部、市立保育園であったところと比べ、地域との関係性が少ないと感じているという意見が保護者から出された園があった。今後、地域とのより良い関係性を構築するよう努力を求める必要がある。

#### ② 職員配置

全ての園において引継ぎに配置された事業者職員は、保育士の有資格者であり、園長及び主任保育士については基本的に専任職員として引継ぎ業務にあたり、積極的に課題解決にあたった。引継ぎ保育は、3か月以上のところ全ての園において、民営化前の6か月間実施した。

#### ③ 保育内容

全ての園において産休明け保育及び1時間の延長保育（開所時間12時間）を実施するとともに、第三者評価も実施している。

保育の質については、計画的な研修の受講等を実施することで、向上に努めている。

地域子育て支援の取組みには、地域の子育て世帯との交流や、園庭開放を行っている園がある一方、新型コロナウイルス感染症対策により、実現できていない園もある。

今後も引き続き、地域子育て支援の取組みを進めるよう求める必要がある。

#### ④ 保育所定員の拡大

全ての園において、園舎の大規模改修や増改築により、民営化後3年以内に、30人程度の受入枠の拡大を実現したか、今後実現する予定である。

#### ➡ 結論

市が指定する条件を満たした上で民営化は行われた。

### (8) 事業者の決定と移行までの期間は適切であったか

#### 民営化ガイドライン

民営化対象保育園の保護者や、新たに入園を申し込む保護者に配慮し、対象となる保育園はできる限り早い時期に決定し、発表する

#### 【検証】

運営事業者決定から民営化されるまでの期間

- ・西砂保育園 1年2か月
- ・見影橋保育園 1年3か月
- ・江の島保育園、栄保育園及び柴崎保育園 1年5か月

事業者の決定と発表から民営化移行まで1年程度の期間を確保した。運営事業者決定後、他の市立保育園への転園を希望する在園児の保護者については、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、できるだけ配慮した。なお、民営化事業者の運営へ切り替わるまでの引継ぎ保育や合同保育において、どうしても民営化された保育園の考え方や保育の方法に同意できない保護者が他の市立保育園等へ転園をする例が見られた。

#### ➡ 結論

事業者の決定から発表と移行までの期間等については、民営化ガイドラインどおりに実施された。

## 2. 子どもと保護者に対する、円滑な移行・引継ぎに向けた取組み

### (1) 事業者の決定から民営化までの移行計画は適切であったか

#### 民営化ガイドライン

準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継ぎや保護者の理解等、十分な準備ができるような計画を立てる

#### ※引継ぎ保育及び合同保育について(民営化運営事業者募集要項より)

##### ○引継ぎ保育

- ①実施目的 民営化に伴う子どもたちへの影響や保護者の不安を最小限に抑えるとともに、市立保育園の保育内容を引き継ぐこと
- ②実施期間 原則6か月間(民営化前年度の10月～3月)
- ③実施内容 子どもの個々の性格、アレルギーの有無、園での過ごし方などについて、実際の保育をする中で引き継ぐとともに、市立保育園の担任保育士等と情報共有しながら子どもたちへの理解を深める。早番・遅番に入り、より多くの保護者とコミュニケーションを図る。

##### ○合同保育

- ①実施目的 民営化後、市立保育園職員がいなくなることにより子どもたちに不安を与えないこと等を目的に、市の保育士の一部が一定期間園に残って、法人の保育をサポートする。
- ②実施期間 原則として3か月間。子どもたちが慣れないような状況があるなど、特別な事情があれば、最長1年まで期間を延長する場合がある。
- ③市職員の配置 園に残る市立保育園職員は、原則として、民営化前の市立保育園の園長または副園長1人と、乳児と幼児を担当していた保育士各1人の3人を配置する

これに基づき、民営化前には6か月間の「引継ぎ保育」（民営化に伴う子どもたちへの影響や保護者の不安を最小限に抑えるとともに、市立保育園の保育内容を引き継ぐ）と、民営化当初の4月から3か月間を原則とした「合同保育」（子どもたちに不安を与えないこと等を目的に、市の保育士の一部が一定期間園に残って、法人の保育をサポートする）を行い、移行準備期間とした。

#### <各園の様子>

##### ・西砂保育園

初めての民営化であり、引継ぎ保育と園舎の建替えを同時に進めたため、引継ぎ保育に十分な時間をとることが困難となり、合同保育の中でも引継ぎを行うなど、全体の進み方に影響があった。

##### ・見影橋保育園

職員の意思疎通やクラスごとの引継ぎの進み方にばらつきが出るなど課題が多く、順調に進まずに、双方の職員から非常に大変であったという感想が多くあった。合同保育も延期された。

##### ・江の島保育園

保育観の違いはありつつも、民営化事業者の保育理念を尊重し、引継ぎを行った。保育方法等が変わる部分は、移行後子どもが混乱しないよう引継ぎ期間中に変える配慮を行った。民営化事業者職員から市立保育園職員に対して、保育に関する質問が多くあったとのことであった。

##### ・栄保育園

互いを尊重し合い、良好な関係性の中で引継ぎを行うこと等が確認され、民営化事業者としての理念がありつつも、市立保育園の保育をできる限り受け入れた保育を行うこととしたため、引継ぎ保育は円滑に進められた。

##### ・柴崎保育園

実際に民営化園職員を受け入れて子どもたちと関わりながら関係づくりを行う段階までには、見学等の期間を長く要した。その後は職員間で話し合い調整を図り、交流を図るように努め、できる限りお互いを認め合いながら引継ぎを行った。

#### <保育観 — 保育に対する考え方 — の違いについて>

市立保育園と民営化事業者はそれぞれ大切にしてきた保育の積み重ねがあるため、保育に対する考え方には違いがある。子どもへの影響を最小限にするためには、話し合い等を通じてその違いについて確認し調整する必要があった。

#### ①引継ぎ保育（引継ぎのため、民営化前に実施するもの）

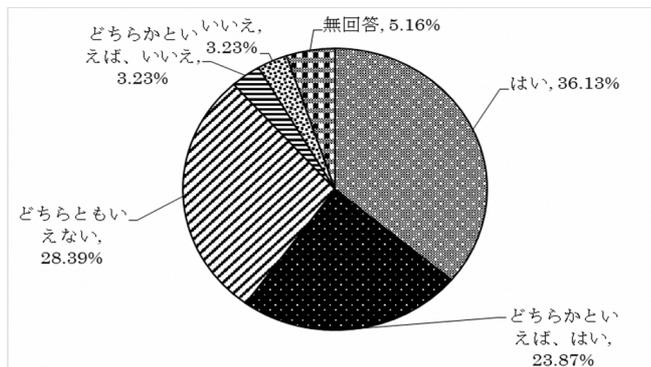
##### <期間・開始時期について>

期間……5園とも6か月間

開始時期……10月頃開始

●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.23 より)

・引継ぎ保育や合同保育の実施期間・内容等は、適切だったと思いますか。



- ・保護者へのヒアリング結果 不安解消のための期間としては適当であったという意見が多数。
- ・職員へのヒアリング結果 民営化園、市立園共に、引継ぎ保育期間が長かったという意見が多数。

運動会等の行事の終了後が良いという意見の一方、行事の運営面等を見てもらうのが良いといった意見も聞かれた。  
 行事直前で子どもたちの練習等に影響が出る恐れや準備と引継ぎを並行して行う負担感等のため最初の1か月程度は見学を行うことが多かった。

②合同保育(事業者による安定した運営のため、民営化後に実施するもの)

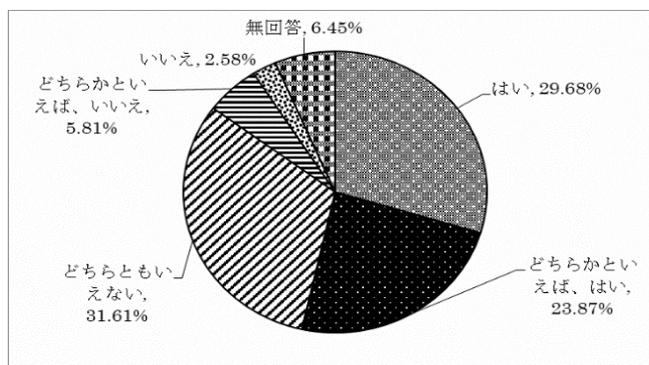
市立保育園職員が数人残り、民営化事業者による園運営をサポートする。

<期間について>

西砂保育園	10か月間
見影橋保育園	5か月間
江の島保育園、栄保育園、柴崎保育園	3か月間

●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.27 より)

・民営化を安心して迎えることができましたか。また民営化後も問題はありませんでしたか。



合同保育の期間については、適当であったという声と長すぎたのではないかと、との肯定的意見と否定的意見の両方があった。

・保護者のアンケート結果、職員へのヒアリング結果より

#### 肯定的意見

保護者 民営化と同時に市職員が全員いなくなるわけではなく、以前と変わらぬ顔があることで安心感があった。

職員 引継ぎ保育では引継ぎきれなかった具体的な保育・行事・施設面について聞くことができたので、良かった。

#### 否定的意見

職員 引継ぎ保育期間中に子どもの状況を把握し、概ね関係づくりもできるので不要である。

両方の職員が一緒にいる事で、子どもたちがどちらの職員を頼れば良いのか迷っていると感じたため合同保育は実施しなくても良い。

その他 コロナ禍により5月まで通園児が少なく通常の保育ができなかった柴崎保育園では、市立保育園職員による保護者への聞き取りを実施し、保護者の意見や要望を民営化事業者へ伝え、通常の保育の実施期間は短かったものの、6月末で合同保育が完了した。

### 【検証】

全園を通じて引継ぎ保育期間を示し、市、市立保育園職員、民営化事業者職員によるリーダー会議、代表者会議を開催し、進捗状況の確認や調整事項の検討・対応等を行いながら進められた。また、民営化事業者の保育の紹介や引継ぎ保育の様子等も三者懇談会において報告され、保護者からの質問や要望等に応える時間等も設けた。

民営化の初期は民営化に対する反対意見も強く、市立の保育が変化することに対して保護者はもちろん、市職員にも反対や不安の気持ちがあった。日々の保育の中身を評価し、改善する中で、どの保育園でも保育は変化するものであるが、民営化での変化は受け入れ難く、保護者にも「公立園の保育を継承する」という説明をした。

その後民営化が進み、保育はそれぞれに良さがあり、違って良いと認識され、引継ぎの取組みに反映された。民営化されることを承知して入園した保護者も多くなり、だんだんに理解を得やすくなった。

移行準備期間の目的は、子ども達や保護者が安心して民営化を迎えることができるようにすることである。子どもは引継ぎ保育の中で遊びや生活を通して保育士との関係を構築していくが、どの園についても市立保育園職員、保護者、民営化園職員といった大人同士の関係づくりには一定程度の時間と配慮が必要であったことが伺えた。民営化園職員がクラスの運営に関わり、保護者との関係づくりを進めることが重要であり、子どもが安心して園に通い続けることができるか、という保護者の不安に向き合い、職員同士もお互いを尊重し、理解し合いながら進めていくことが求められる。

#### ➡ 結論

市立保育園職員、保護者、民営化園職員といった大人同士の関係づくりには一定程度時間が必要で、最初の西砂保育園、二園目の見影橋保育園では移行への葛藤や負担感があった。市の民営化の経験が積み上がることで、より円滑な移行となっていく。

## (2) 保護者、運営事業者、市の三者による話し合いの場の設置

### 民営化ガイドライン

保護者・事業者・市の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設置する

### 【検証】

全園で事業者決定後から、保護者・運営事業者・市の三者による民営化三者懇談会を開始し、合同保育終了まで実施した。主に土曜日午前中に開催したが、保護者の要望により、平日夜間にも実施した例があり、できる限り保護者が出席できるように配慮した。また、三者懇談会での説明や質疑応答についてまとめた民営化だよりを発行し、三者懇談会に出席できなかった保護者への周知に努めていた。

### ➡ 結論

三者の話の場は適切に設置されていた。

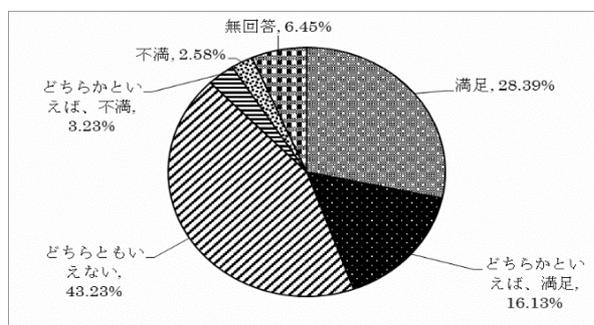
## (3) 市による進行管理

### 民営化ガイドライン

市は、移行準備期間や合同保育期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次、進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより、問題解決に向け努力する

### ●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.28 より)

・市立保育園民営化にあたり、市の説明や対応等についてはどのように感じましたか。



### 【検証】

西砂保育園及び見影橋保育園の民営化の際には、保育課内に「引継ぎ保育及び合同保育検証チーム」を設置し、江の島保育園、栄保育園及び柴崎保育園の際は市立保育園民営化のための主査職を配置し、進行管理を行った。民営化に伴う引継ぎやその他の疑義や課題が生じた場合は、上記チームや主査が対応にあたり、必要に応じて運営事業者と市で連携して問題解決にあたった。

保育の引継ぎについては、具体的に何をどのようにどういうスケジュールで引き継ぐか、総合的に保育のコーディネートをする取組みがあるとより円滑になったのではないかと考えられる。

### ➡ 結論

市による進行管理については、民営化ガイドラインのとおり、問題解決に努め、市立保育園民営化を進めてきたと考えられる。

### 3. 民営化後の市の役割

#### (1) 三者による話し合いの場の継続

---

##### 民営化ガイドライン

市は、民営化後も保護者・事業者・市との三者による話し合いの場を当分の間継続して行い、問題が生じた場合には、解決に向け努力する

##### 【検証】

民営化後も三者懇談会等を継続し、合同保育の実施状況や保護者からの要望などに丁寧に対応し、園舎建替え等の際にも解決に向けた対応を行っていた。

##### ➡ 結論

民営化後も市は、問題解決のために適切に対応していたと考えられる。

#### (2) 民営化園の評価と情報の公開

---

##### 民営化ガイドライン

市は民営化後、保育内容等の移管条件が守られているか逐次確認するとともに、東京都福祉サービス第三者評価の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による民営化園の評価を行い、この情報を公開する

##### 【検証】

各民営化園は、民営化を実施した年度とその後は3年に1度以上、東京都福祉サービス第三者評価を受審し、ふくナビ(東京都福祉ナビゲーション)のホームページで公開している。また、市は民営化後一定期間、保育内容等の確認を行い、必要に応じて助言や指導等を行っていた。

##### ➡ 結論

民営化園の運営について、適切に情報公開され、市はその確認と保育の質の維持・向上に努めるよう指導・支援を行っていると考えられる。

## IV 市立保育園民営化の成果の検証

### 1. 多様な保育ニーズへの対応

#### 多様な保育ニーズに対応できたか

市立保育園民営化の目的として、保護者の多様な保育ニーズへの対応を実現することを見込んでいた。

#### 【検証】

##### ○延長保育

	保育短時間	保育標準時間	開所時間	延長保育	一時預かり 定期利用
西砂保育園	8時30分～ 16時30分	7時30分～18時30分	7時30分～19時30分	60分	実施
見影橋保育園	8時30分～ 16時30分	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	60分	実施
江の島保育園	8時30分～ 16時30分	7時00分～18時00分	7時00分～19時00分	60分	実施
栄保育園	8時30分～ 16時30分	7時15分～18時15分	7時15分～19時15分	60分	実施予定
柴崎保育園	8時30分～ 16時30分	7時30分～18時30分	7時30分～19時30分	60分	実施予定
市立保育園5園	8時30分～ 16時30分	7時30分～18時30分	7時30分～19時00分	30分	無し
市立上砂保育園	8時30分～ 16時30分	7時30分～18時30分	7時30分～19時30分	60分	実施

開所時間を15分早めることで、朝早く保育園に預けたい保護者のニーズに対応することとした園があった。また、移行期間の延長保育料は新たな負担を生じさせないような配慮をおこなった。

一時預かり・定期利用は、園舎の建替え等を行った後、園の保育運営が安定した時期に開始している。現在のところ、3園で実施されており、今後、残り2園でも実施する見込みである。

民営化園では、引き続き、保護者の多様な保育ニーズに対応することが望まれる。

#### ➡ 結論

延長保育が30分から60分に拡大されたこと、一時預かり・定期利用の定員が増加できたことで保護者の利便性に寄与し、多様な保育ニーズへの効果が認められる。

### 2. 保育の質の維持と向上

#### 民営化後の保育はどう評価されているか

民営化に当たっては、保育の質の維持と向上が大切である。

#### 「保育の質」について

保育の場は、子ども達が日中の大半を過ごす生活の場、教育の場であるため、恒常的に「保育の質」を良くしていく取り組みが求められている。

「保育の質」とは環境整備や受け入れ定員の拡大、保育時間の延長等の保育サービスはもとより、「保

育内容」も含めて広い意味で使われているが、民営化に当たっても市立保育園が積み重ねてきた「保育の質」をさらに良くしていくことが子どもの育ちにとって大切であると言える。

この「保育の質」について、検証委員会での協議と保育所保育指針により示してみた。

— 自ら伸びようとする力を大切に、子ども達が心身ともに満たされ、  
喜びを感じながら生きていくことを支える保育 —

- ① 保育を通じて人への信頼と自分への自信を育てること
- ② 子どもが安心して遊び、心を動かされるような環境を整えること
- ③ 保護者とともに、子ども一人ひとりの成長と発達を見守り、ともに育み喜び合うことができること。
- ④ 保護者の気持ちに寄り添い、保育園の機能や専門性を活かして、保護者の子育てを支援すること。
- ⑤ 職員の育成ができる職場風土があり、安心して働ける場所であり続けること

以下に民営化園における保育について、アンケートやヒアリング、現地で確認された事例の一部を挙げる。

## (1) 日中の活動や生活について

### アンケート、ヒアリングより

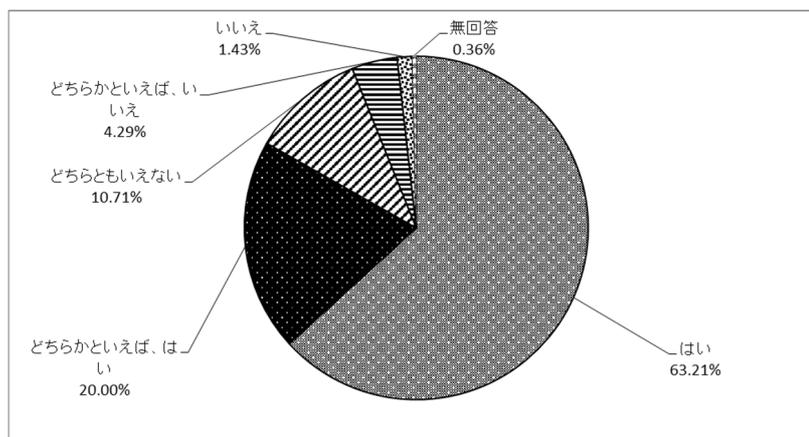
- ・室内でも体操の時間を取り入れるなど、身体を動かす機会をつくっている園がある。
- ・身体を動かす活動の際には、子どもが十分に自分の力を試すことができるよう、見守ったり手助けしたりしている。
- ・子どもが自分自身で活動を決められるようにするなど、子どもの生活や活動のリズムを大切にしている。
- ・子どもがのびのびと過ごす時間が増えた、楽しそうに遊んでいて良いと感じるという声があった。
- ・子どものやりたい気持ちに寄り添い、必要な手助けをして、その子のできたという自信につなげるよう見守りながらの保育に感謝している。
- ・行事が少なくなってしまう、子どもの様子が見られず残念であるという声もあった。
- ・一律に午睡をするのではなく、子どもの状況に応じて保護者と相談しながら、対応をしている園もある。
- ・一部、新型コロナウイルスの影響で戸外活動が少なくなったという声もある。

### 現地調査より

- ・製作などの表現活動も同様に、道具や材料を提供して、形にすることを助けている。
- ・建て替え等で園庭が使えない時期は、公園等へ散歩に出かけるなど、戸外活動の機会をつくっている。
- ・年齢が小さいほど身の回りの世話をひとり一人、あるいは少人数で行い、少しずつできることを任せようとしている。
- ・個々の子どものリズムやその時々の思いを尊重した保育を大切にしている。

●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.4 より)

・戸外遊びの機会は十分ですか



(2) 保育の環境について

アンケート、ヒアリングより

- ・園舎が整備され、明るく快適な環境で過ごすことができている。
- ・インテリアの工夫で季節感や落ち着いた雰囲気を出したり、自然の草木等を使ったものや子どもの作品を飾ったりして、環境を整えている。

現地調査より

- ・「ままごと」「絵本」「積み木やブロック」など、遊びの種類によってコーナーを分け、子どもが好きなところで遊べるようにしている
- ・遊びの広がりに応じて、テーブルや棚を動かしたり、集中して活動できるように場のセッティングをしたりしている園もある。
- ・園舎の建て替え中は、安全に保育を継続できるよう工事事業者、地域、市等と連携しながら進めている。

(3) 健康面・安全管理

アンケート、ヒアリングより

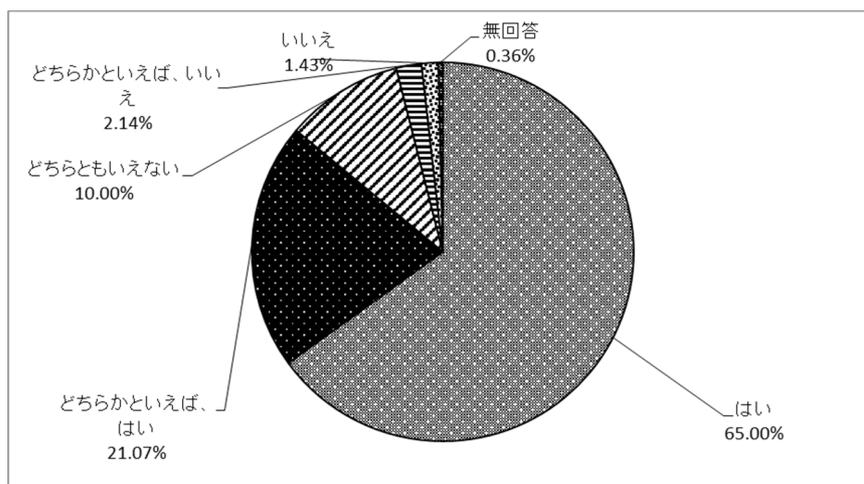
- ・アンケートでの「保育中の発熱やケガなどへの処置、保護者への連絡等の体調変化への対応は十分ですか」に対する評価が市立保育園と比べ若干低めとなっている。
- ・施設の老朽化に伴うものや、セキュリティに関して、安全面が不安であるとの意見が自由記述に見られた。

現地調査より

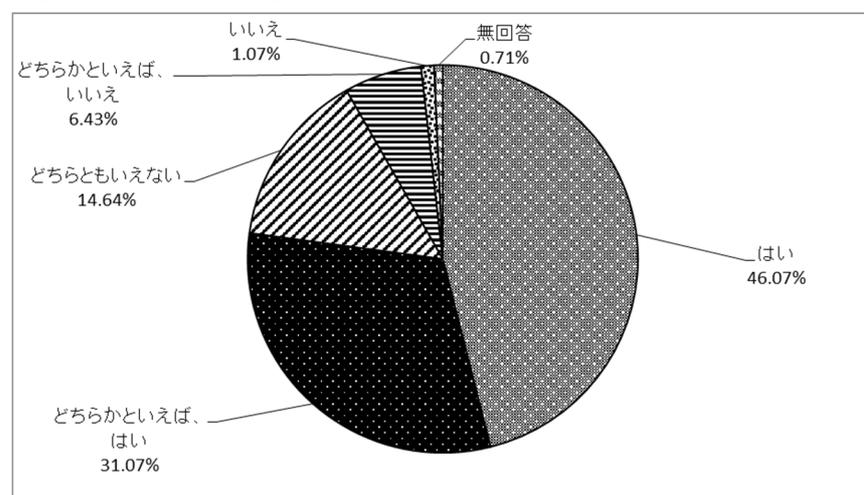
- ・民営化した直後など、保育士の連携等が軌道に乗り、子ども達が慣れるまでは一時的にケガが多くみられる場合があるが、時間とともに落ち着いていく。

●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.6、P.7 より)

・保育中の発熱やケガなどの処置、保護者への連絡等の体調変化への対応は十分ですか



・安全対策が十分取られていると思いますか



(4) 給食・食育

アンケート、ヒアリングより

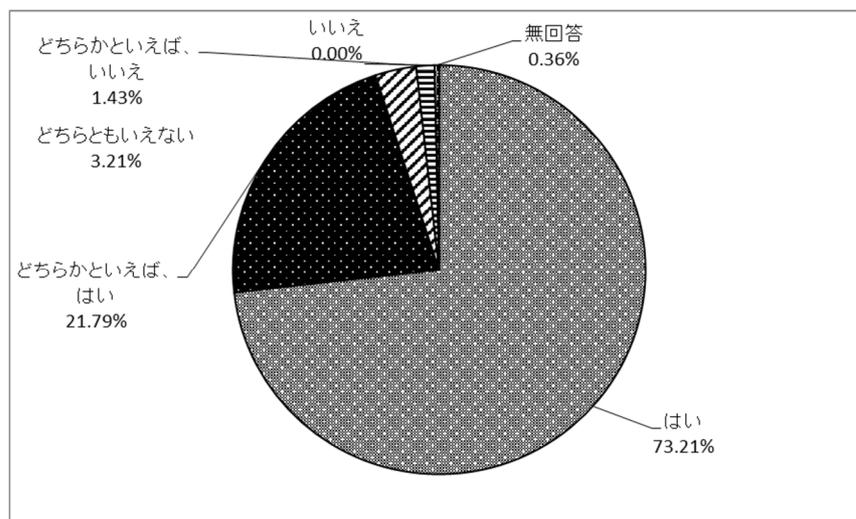
- ・アレルギー児への食事の対応に感謝する声があった。
- ・調理員がクラスに食事を運ぶ園では、保育士がゆとりをもって食事の準備を進めることができるとのことであった

現地調査より

- ・自分が食べられる適切な量を学べるように、子どもが自分自身で料理を取り分けている園がある。
- ・アレルギー対応では、誤食しないよう、個別のテーブルを使用し、大人がそばに付くなどの配慮をしている。
- ・離乳食は保育士と栄養士、調理員が連携しながら対応している。調理員が子どもの介助を通して様子を把握している園がある。
- ・収穫祭の催しや、魚をさばいているところを見せるなど、五感を使って経験できる機会を設けている園がある。
- ・クラスに炊飯器を置く、摘んできた果物でジャムを作るなど、食を身近に感じられる取り組みをしている園もある。

●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.3 より)

- ・食事(給食)・おやつなどのメニューは、子どもの状態に配慮された工夫がありますか



(5) 保護者への情報提供、支援方策

アンケート、ヒアリングより

- ・民営化した後の方が、保護者対応が柔軟になったとの意見があった。
- ・会話がしやすく、悩みごとの相談でもアドバイスをもらうことができ、助かっているとの意見があった。
- ・園だよりの発行を毎月行っているが、クラスだよりは不定期の園が多い。
- ・保育園と家庭で子どもの様子についてやり取りをする連絡帳は、主に0, 1, 2歳児クラスで使用されているが、必要に応じて3歳児以上のクラスでも使用することで、保護者の安心感が得られている。一方で、民営化後に連絡帳の様式が変更となり、書くスペースが狭くなった、もっと園での様子を知りたいとの声もある。
- ・園から保護者に向けて、保育や子どもの様子について情報提供して欲しいという要望もある。

現地調査より

- ・送迎の際に担任が声を掛けたり、事務室職員からも声を掛けたりしてコミュニケーションをとるようにしている。必要に応じて、面談を実施している園もある。
- ・連絡帳や写真なども入れた掲示等で、日中の子どもの様子を伝えるようにしている。
- ・週案を廊下に掲示して、保育の予定を知らせている園もある。保護者も前の週を振り返ったり、今後の予定を把握したりすることができる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、送迎の際に保育士とコミュニケーションをとることが難しくなり、園と保護者との関係づくりが進まない状況がある。
- ・保護者への情報提供等については、市立保育園の時と比べると、職員から保護者への声かけが少なくなっているという声が多く聞かれた。

(6) 職員配置・組織運営

アンケート、ヒアリングより

- ・職員の早番・遅番等のシフトが複数あり、人員の配置を調整している。

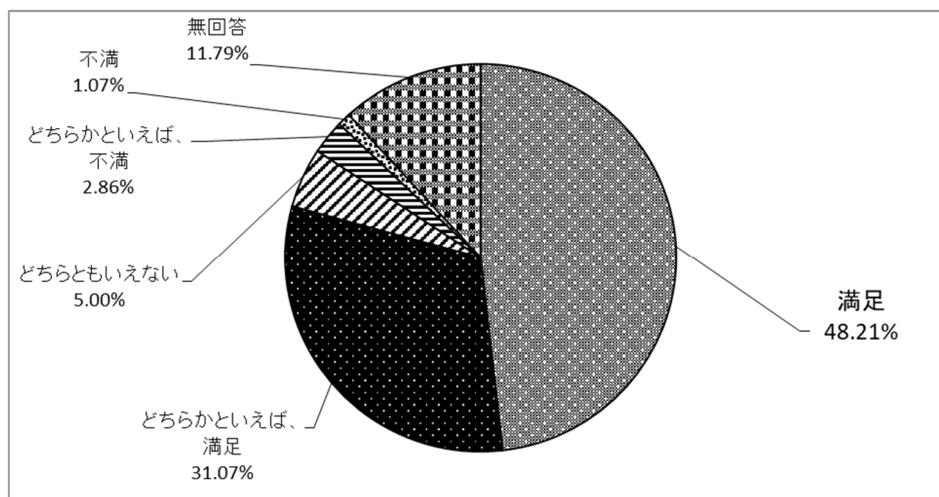
- ・ 民営化後の保育園では、職員の異動や退職が頻繁にあり、不安に感じているとの声が多く聞かれた園があった。
- ・ 人材確保が困難な状況が見られる。
- ・ 保育士が安心して働きやすい環境や条件を整えてほしいという声が多く聞かれた。

#### 現地調査より

- ・ 民営化園では市立保育園と同等の職員配置をしており、栄養士・看護師の配置も必須としている。
- ・ 民営化後には職員の退職等が多く見られることがあった。民営化事業者による運営がおおむね3～5年程度になってくると、だんだんと職員は定着していく。
- ・ 社会福祉法人としての運営状況は情報公開等により適切に行われていると認められる。保育に配慮を要する子どもへの対応についてもできる限り受け入れを行うように求めているところであるが、人員体制や加配加算の状況等により、市立保育園と全く同じ対応は難しい場合もあった。
- ・ 子どもを見守る力量や事業者としての統一感を得るために、保育士が適切に教育を受けていると感じられる。

#### ●保護者アンケートの結果(別冊アンケート結果 P.18より)

- ・ 総合的に見て、通っている保育園についてどの程度満足していますか？



#### 保護者アンケートやヒアリング、現地調査を終えて

民営化園の運営について肯定的な意見が多く見られた。

途中で運営主体が変わることによる不安から、民営化を簡単に受け入れられなかったという声もあったが、民営化園と保護者との間に信頼関係が築かれ、保育が安定するにつれて不安が解消されていったと考えられる。市立保育園と民間事業者の運営による保育園が両方存在し、それぞれ良いところがあるので、役割を果たしてほしいという声も多数あった。

保護者のニーズが多様化する中で、要望や意見も多岐にわたり、同じ園であっても保護者の感じ方はさまざまである。民営化によって保育の内容が変わっても保護者が安心して子どもを預けることができるよう、取り組まれていることが確認できた。

市立保育園に対しては、経験を多く積んだ保育士による保護者へのサポートや子育て支援、若手

保育士の育成、配慮の必要な子どもの受入れを十分に行ってほしいという声があった。また、市の保育行政への専門性の確保とともに、近隣の私立保育園等と連携し、時には基本的な指針を示すことによって助言や支援等をしていく役割も期待されている。

また、保護者より園職員の勤務条件や待遇などについて、より良い環境で働けるようにしてほしいとの意見が、多く寄せられている。

なお、保護者アンケートやヒアリングで寄せられたご意見、現地調査で確認した現状の保育内容に関するコメントについては、園内で共有し、今後の取り組みに反映できるよう各保育園に開示している。

## 【検証】

健康・安全に関する取り組みや保護者への情報提供・支援策等については、民営化直後は一時的にケガが多くみられることがあり、子どもの体調やケガについての連絡等について市に保護者からの声が届いた際には、民営化事業者にも伝えて対応を工夫するよう助言等を行った。保護者との日々のコミュニケーションを積み重ねながら、民営化事業者の保育についての考え方を丁寧に説明していく中で、信頼関係が構築され、理解を得やすくなっていったと思われる。

職員配置や組織運営に関してはどの園についても人材の確保が課題となっている。

民営化事業者は、外部委員を交えた選考委員会により、書類審査、プレゼン・ヒアリング審査、現地審査を行い、保育の質も含めて評価した上で選定されたが、民営化に取り組む上で各事業者は様々な困難を乗り越える必要がある。事業者自身の力や市の支援や連携もあり、アンケートによる保護者の満足度調査等からも、民営化後の運営期間が長いほど、満足度が高くなっていく傾向がある。

保育の方法は様々であり、市立保育園と民営化園で内容は同じではないが、保育の質には決定的な差はないと考えられる。

## ➡ 結論

どの園も保育所保育指針に基づき、市立保育園の良いところと民営化事業者の保育の良いところとをそれぞれ取り入れて運営されており、民営化後も保育の質は概ね安定し維持されていると考えられる。

## 3. 施設整備

### 定員の拡大に向けた施設の更新

民営化の目的の一つとして、老朽化した施設の更新と定員の拡大がある。

西砂保育園は、大規模改修と一部増築を行ったが、民営化と同時に定員増を行うため、保育の引継ぎと施設の改修を並行して行った。

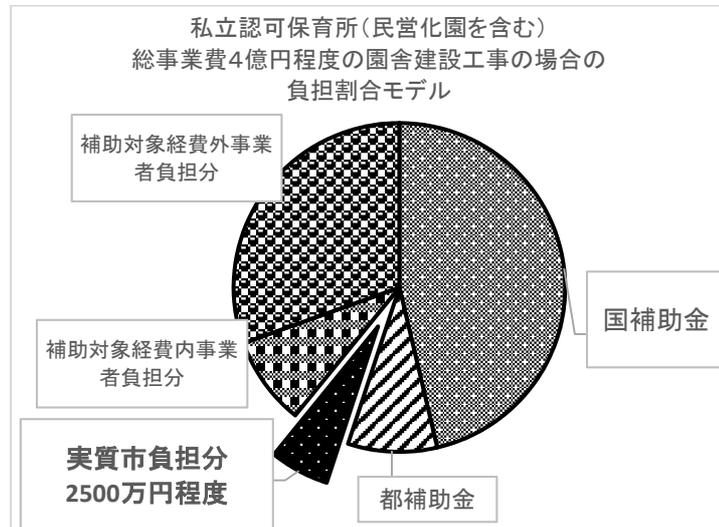
見影橋保育園以降は、保育の引継ぎに注力するため、園舎の建替えは民営化後3年以内に行うこととした。

## 【検証】

私立認可保育所等の建替えや大規模改修等には、国や都の補助金を活用した上で市から事業者

へ費用の補助を行い、事業者自身による費用負担もあることから、市立保育園を市の負担のみで建替える場合と比較し、極めて低い市負担で実施することができた。

例えば私立保育園が総事業費4億円程度の新園舎の施設整備を行った場合は、市の負担は2,500万円程度となる。



(※注記 市では待機児童解消が進み、保育の受入定員の拡大量が減少したことから、令和2年度以降に整備を開始する施設分からは、財源となる国補助金の補助率が下がり、市負担分は上記の3倍程度となる見込み)

市立保育園を市で建替えた場合は、そのほとんどを市の負担で実施しなければならない。

参考として、平成 27 年度 市立中砂保育園大規模改修 約3億6千万円(仮設園舎費用含む)は 国補助を活用したが、半分以上が市の負担となった。よって、民営化による施設更新の財政的効果は非常に高かったと言える。

一方で民営化事業者から見ると、土地は無償で貸与されているものではあるが、全く新規の施設を整備する場合と比較し、補助額は同程度であるが、老朽化している旧園舎で保育を行いながら新園舎整備を行うことになり、また仮設園舎の設置費用など、建替え以外の費用やその他の負担は大きいものであったと考えられる。

西砂保育園以降は、民営化後3年以内に、園舎の建替えを行うこととされていたが、園ごとに違う方法で行うこととなり、園庭面積が狭い園では事業者が決定した後も仮設園舎の設置場所が定まらないため、園舎建替え中の送迎経路の変更や交通手段などについて、保護者等へ多大な不安を与えた例があった。その他、市立保育園の大規模改修用の仮設園舎を、市の使用終了後に利用した例、園庭に仮設園舎を設置する手法、園庭に直接新園舎を設置する手法等により建替えを行った。

その他、制度の改正により都への認可手続等では当初予想していなかった課題が発生したこともあった。

#### ➡ 結論

民営化後の園舎建替えについて、施設整備にあたって市の財政的負担を軽減し、施設の更新を行うという目的と定員の拡大は、達成できたと考えられる。

しかし、建替えに伴う仮設園舎建設用地の確保等の課題については、市が解決の道筋をあらかじめ十分に整理しておく必要があった。

#### 4. 行政運営の効率化

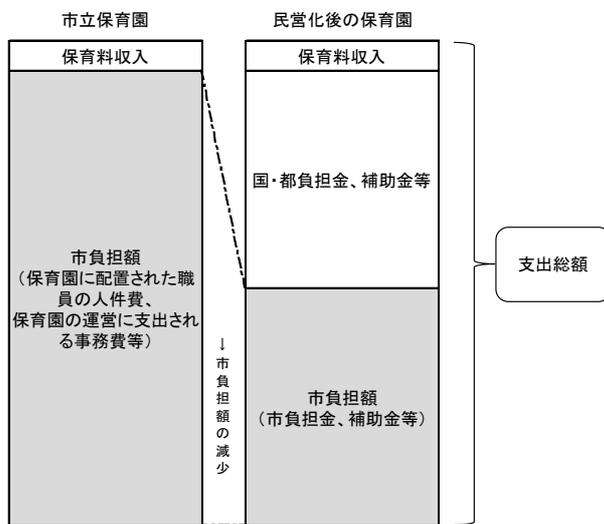
#### 市の財政負担は軽減されたか

財政負担の軽減効果については、市は事務事業評価により行ってきた。

計算方法は①市立保育園をそのまま運営したと想定した場合の市負担額と②民営化した保育園に実際にかかった施設型給付費やその他補助金から国と都の負担金や補助金等を控除した市負担額とを比較した。民営化した保育園のうち、定員増を実施した園の市負担額を比較する際は、定員を増やさなかったものと想定して計算した。

#### 【検証】

市立保育園としての負担額と、民営化した保育園としての負担額の考え方は次のとおりである。



※大規模修繕等に係る経費は除く

市立保育園の運営費は、保育料と市負担額のみで賄われるのに対して、私立保育園である民営化園では、保育料と市負担額に加え、国・都の負担金及び補助金を充てることができる。このため、民営化園の方が認可保育所を運営するための市の財政負担は少ない。

市では、待機児童解消のために認可保育所等の施設整備等を行い、保育の受入定員を拡大してきた。(表① 年間延べ利用児童数の増加と待機児童数の推移)

また、市立保育園民営化により生まれた財源は、1園あたりの運営費で毎年約1億円と推計されている。(表② 市立保育園民営化による効果額(推計))

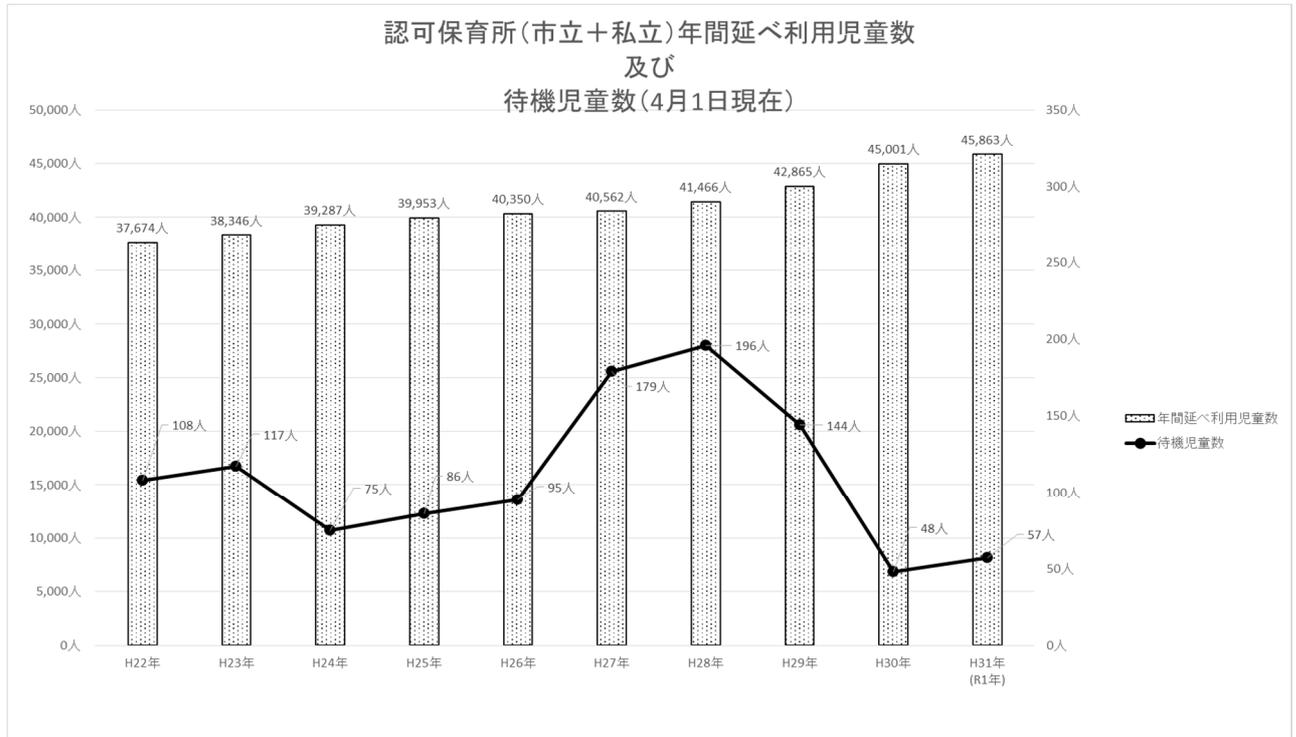
市は途切れ・すき間のない子ども支援体制を整える取り組みを進めてきたことから、市立保育園の民営化により生まれた財源を活用し、保育機能の充実や保育環境向上、子育て支援の充実等を実現できたと考えられる。

表① 年間延べ利用児童数の増加と待機児童数の推移

認可保育所分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)
年間延べ利用児童数	37,674人	38,346人	39,287人	39,953人	40,350人	40,562人	41,466人	42,865人	45,001人	45,863人
待機児童数	108人	117人	75人	86人	95人	179人	196人	144人	48人	57人

受入枠拡大数	65人	108人	147人	30人	50人	15人	101人	160人	348人	0人
--------	-----	------	------	-----	-----	-----	------	------	------	----

※受入枠拡大数は、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園の新設・園舎建替え等により拡大した定員数。



※令和2年度4月1日現在の待機児童数は、47人

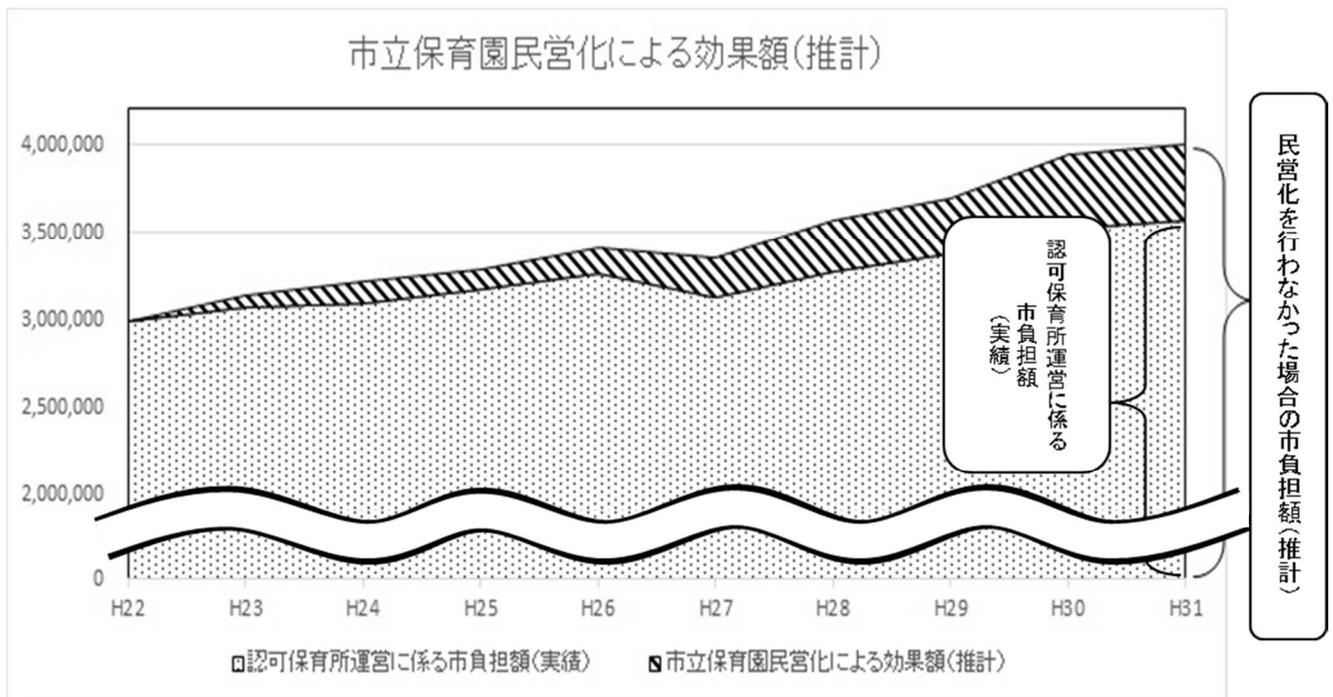
※平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」が開始した

平成31年度には「幼児教育・保育の無償化」が開始した

表② 市立保育園民営化による効果額(推計)

単位:千円

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
認可保育所運営に係る市負担額(実績)	2,987,233	3,071,387	3,096,303	3,172,498	3,258,949	3,125,237	3,276,907	3,375,210	3,525,728	3,566,801
市立保育園民営化を行わなかった場合の市負担額(推計)	2,987,233	3,131,435	3,211,134	3,287,352	3,413,549	3,350,411	3,569,456	3,688,264	3,942,336	4,001,592
市立保育園民営化による効果額(推計)	0	60,048	114,831	114,854	154,600	225,174	292,549	313,054	416,608	434,791



➡ 結論

以上のことから、市立保育園民営化の大きな目的の一つであった行政運営の効率化のための財政効果について、当初の目的は達せられていると考えられる。

## V 市立保育園民営化の検証のまとめ

### ●「立川市立保育園民営化ガイドライン」に沿ったプロセスの検証について

民営化にあたっての手法・プロセスについては、適切な事業者を選定し、子どもや保護者が安心して民営化を迎えられるように計画されていた。

市は、保護者の不安を解消するため、数多く説明会を開催し、徐々に市立保育園民営化に対する保護者の理解を得ることができてきた。

民営化直後に職員配置が落ち着かない状況が複数見られたが、現に事業者が運営している保育園の数が少ない場合、配置する職員は事業者内での異動ではなく新規採用が必要で、職員の定着に時間がかかったことが原因の一つであると考えられる。ヒアリング等からは、民営化後3年程度で職員配置は落ち着いてきていたことがわかった。近年、保育士の人材確保が非常に難しくなっていることから、市と運営事業者は保育園職員の定着や育成のために、できる限りの対策、配慮等を行うべきであると考えられる。

円滑な移行のための引継ぎ保育と合同保育は、園によって取組み内容や期間、市立保育園職員と民営化園職員の関係性などに、大きな違いがあった。市として民営化をすすめる中で、徐々に経験が積み上がり、市立保育園職員と民営化園職員が民営化プロセスの見通しをより深く持って進めることができるようになったことも確認できた。最初の2園では、保護者も現場の保育士にも、民営化に対するとらえ方の違いがあり、模索しながら苦心した様子が見られた。特に自分の保育の理想をそれぞれ持つ保育士集団が、保育を引き継ぐためには、相当な葛藤と負担感があり、民営化事業者のみによる運営になるまで長い期間がかかった園もあった。

また、保護者にとって保育士とは、自分の子どものことを理解し、その成長を共に喜んでくれる大切なパートナーであるとの思いが強いため、民営化により保育士がかわってしまうことについては、子どもよりも大人同士の方が慣れるのに時間がかかるということもあった。しかし、民営化後の保護者の総合的な満足度は低くないことから、保育の質は保たれていると考えられる。

子どもと保護者への様々な思いを抱いている市立保育園職員と、引継ぎを受け新たな保育園を作り上げていく民営化園職員は、それぞれの保育観などを理解しあい、お互いを尊重していかなければならない。保育士間でお互いを尊重し合っている姿を子どもや保護者に見せることが、何よりの不安解消になると考えられる。

### ●市立保育園民営化の成果の検証について

民営化されたすべての園で、延長保育時間を30分から60分に拡大し、サービスの充実を実現した。また一時預かり・定期利用についても、園舎改築から、一定期間後に実施することができる見通しである。

保育サービスの質の維持と向上については、市立保育園の保育方法を一部引き継ぎながらも、民営化事業者による特色のある保育が行われていることが確認できた。民営化してから時間が経過している保育園ほど、保護者の満足度は上昇する傾向があった。

施設整備に係る効果については、私立保育園の施設整備には国や都の補助金が活用できることから、園舎の建替えに3億円から4億円程度の総事業費がかかった場合でも、平成31年度までの着工分は、市の負担を2千数百万円程度に抑えることができた。

令和2年度からは待機児童解消のための定員拡大数が減少したため、国の補助基準額が下がり、市の負担は3倍程度にはなるが、市立保育園を市の負担で建替える場合と比較すると大きな財政効果があり、老

朽化した施設の更新のための、市の財政負担を軽減できたと言える。

市立保育園民営化による保育事業の運営費全体に係る効果については、1園あたり毎年約1億円の効果があると推計している。

子どもの保育環境の整備のため、平成23年度から平成31年度までに新設された民営化園以外の私立認可保育所は8園あり、その他、既存認可保育所の園舎の改築による定員増や、小規模保育事業所や認証保育所、認定こども園などの新設、また一時預かり・定期利用や、延長保育時間の拡大など、保育を必要とする子どものための費用は右肩上がりが増加していることから、市立保育園民営化による財源は、市の行政運営の効率化に大きく寄与していると考えられる。

## ●最後に

平成20年3月に「市立保育園の民営化に向けた基本的な考え方」をまとめ、民営化ガイドラインをもとに進められてきた5園の市立保育園の民営化は、各園の状況は異なっていたが、令和2年4月をもって完了した。

平成19年4月には、市立認可保育所11園、民間認可保育所17園（認可保育所定員数2,927人）であったのが、令和2年4月現在では、市立認可保育所6園、民間認可保育所30園（認可保育所定員数3,794人）、企業主導型保育所14園、幼稚園型認定こども園3園、無償化対象の認可外保育施設19園となった。待機児童は平成19年4月には118人で、平成28年4月に最大196人まで増加したが、令和2年4月には47人となり、地域により0～2歳の待機児童はいるものの市全体の枠ではおおむね解消している。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始や、平成29年3月には約10年ぶりの保育所保育指針改定、平成31年度の幼児教育・保育の無償化をはじめ、企業主導型保育所や認可外保育所の増加など、保育をめぐる社会情勢は大きく変化してきている。また、新たな保育ニーズへの対応や保育の質の確保方策、発達障害者支援法の制定や立川市発達支援計画の策定に対応した体制の構築、医療的ケア児の受け入れや外国にルーツを持つ子どもの増加への対応など、さらに充実すべき課題も生じている。

今回の市立保育園民営化事業は、約10年にわたり1園ずつ民営化したことで、改善すべき点を次へ生かしながら進めることができ、保護者の民営化に対する理解も広がっていった。また、市立保育園職員の他職種への変更などはせず、市長公約でもある職員定数の削減にも貢献した。

さらに、子どもの保育環境の整備方策の一つとして待機児解消に資するとともに、途切れ・すき間のない子ども支援体制を整え、行政運営の効率化についても、施設整備費や運営費の大きな削減を行うことができたことで、当初の目的を達成することができていると考えられる。

立川市の保育は、「子ども一人ひとりの育つ力を大切に、のびやかな環境の中で、生きる喜びを生涯にわたって持ち続けられるようにします」との理念を掲げて行っている。民営化の取り組みを契機に、保育運営の考え方や保育の手法、子どもの育ちを大切にする様々な視点等、市立保育園と民営化事業者との間で互いに学び合うことができた。今後の市の保育園運営にあたって、双方が保育の質と向き合ったことは、貴重な経験となった。

民営化事業は、子どもや保護者の理解や協力のもと、関係者それぞれの努力がなければ実現できなかったことである。

最後に、市立保育園民営化に関わったすべての方々に対して、子どもの最善の利益の為に尽力されたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

立川市立保育園民営化検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が民営化した保育所(以下「民営化園」という。)について、民営化後の保育の状況、民営化の効果等の検証(以下「検証」という。)を実施するため、立川市立保育園民営化検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 民営化園の検証に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 保育に関する学識経験を有する者 1人
- (2) 市内の認可保育所の園長経験者その他これに準ずる者 2人
- (3) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれかに該当するもの 3人以内

ア 令和2年4月1日現在において、市立の保育所又は民営化園に在園している児童の保護者

イ 民営化園に在園していた児童の保護者

- (4) 子ども家庭部長

(会議等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員長は、検証の結果を市長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に検証を行うものとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則(平成12年立川市規則第8号)第4

条の規定を適用するものとする。

(検証結果の公表)

第8条 委員会における検証結果は、公表する。ただし、前条第2項の規定により非公開としたときは、この限りでない。

(謝礼)

第9条 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる委員には、日額 10,800 円の謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

2 この要綱は、委員会の終了をもってその効力を失う。

○立川市立保育園民営化検証委員会委員名簿

委員区分	氏名
保育に関する学識経験を有する者	米原 立将
市内の認可保育所の園長経験者 その他これに準ずる者	齊藤 由美
市内の認可保育所の園長経験者 その他これに準ずる者	上野 節子
市立の保育園又は民営化園に在園して いる児童の保護者	野中 弘子
市立の保育園又は民営化園に在園して いる児童の保護者	千葉 優和子
市立の保育園又は民営化園に在園して いる児童の保護者	坂本 美彩都
立川市子ども家庭部長	横塚 友子

○立川市立保育園民営化検証委員会開催状況

実施内容	開催日	主な議題等
第1回	令和2年 9月30日(水)	辞令の交付、検証方法の検討、事前アンケート等について
第2回	10月28日(水)	検証項目ごとの意見交換
現地視察及び ヒアリング	11月13日(金) 11月20日(金)	見影橋保育園、上砂保育園、柴崎保育園、西砂保育園を訪問し、現地での保育等の確認と、職員からのヒアリングを実施。
第3回	11月25日(水)	検証項目ごとの意見の整理・報告書の全体像に関するまとめ
第4回	12月16日(水)	検証項目ごとの検証結果のまとめ
第5回	令和3年 1月30日(土)	検証結果の報告書まとめ

○検証委員会委員より寄稿 「市立保育園民営化の検証に参加してみて」

立川市はガイドラインに基づき5つの公立保育園の民営化をすすめた。検証委員会を立ち上げ、現地調査も行い、保護者・保育士へのアンケートや聞き取りの資料を基に5回にわたる会議において検証を進めた。委員は学識経験者、保護者、立川市公立保育園長等経験者、子ども家庭部長で構成された。市内の認可保育園は公私立関係なく市が保育の実施義務をもち、保育所保育指針に基づき保育を行っているとの前提のもと、特に保護者委員の積極的な発言により活発な協議が行われた。

報告書の構成は目次の通りだが、5つの園それぞれの当事者(子ども・保護者・民間事業者・公立保育者・市役所職員・市民)が経験してきたことのすべてを網羅することはできていない。限られた時間の中で報告書としてまとめることとなったが、この報告書が立川市における保育の質の向上に資することを願っている。最後になりませんが、検証に当たりご協力をいただいた、保護者、公私立の保育者には深く感謝申し上げます。

検証委員会への声がかかった時、自分が関わった民営化の仕事がどうであったのかを、私なりに確かめてみたいと思いき快諾しました。

しかし、開催が迫るにつれ、遠い記憶の糸を手繰り寄せ、いろいろと考え始めると、だんだん気が重くなっていく自分がいたのです。なぜならば、私は行政職として民営化を進めると同時に、保育士でもあったわけで、市立保育園の歴史に自分でピリオドをうたなければならなかったからです。

そんな葛藤の日々を思い出しながら検証委員会に臨みましたが、そこで、3人の子育て中の委員さんに出会いました。彼女たちは私の様な時期を経験していないせいも、民営化の保育園の良いところ、子ども達が元気に育っているところを素直に認め意見を言ってくれました。おかげで、私もいろいろなことに気が付くことができました。

立川市が掲げて臨んだ丁寧な民営化、子ども、保護者、職員に真摯に向き合い耳を貸し、課題解決に努めてきたその結果が、こんな風に受け止めてもらえることになったのでしょう。市立保育園が積み重ねてきた、バトンを引き継ぎ、子ども達のためにさらに豊かなものへと成長させていってくれることを期待したいと思います。

最後に、会をまとめて頂いた委員のみなさん、そして、事務局を担ってくださった保育課の方々にも深く感謝申し上げます。

この度「検証委員」をお受けして、微力ながら、委員の一員として参加させて頂いたことに感謝しております。

これまで仕事柄、民営化への途上で、そこに関わる方々の葛藤等を直接・間接に見聞きすることもありました。けれどもこの「検証」を通して、各園の移行過程で、保護者の方・職員の方が悩んだり迷ったりしながら歩んだ道のりが決して無駄ではなかった事。そして、園に携わる方々が子ども達の育ちの為に力を尽くして下さったことで、移行後の保育も実を結んでいった事を改めて実感致しました。

現在も各園に訪問させて頂く中で、子ども達の笑顔と職員の方々の保育に向かう真摯な姿勢に触れる度に、今後も「子どもにとって何が一番大切なのか」を踏まえつつ、時代のニーズに合わせながら、保育の在り方を考えていくことが大切ではないかと思っております。

数年前に、長女が在園する保育園の民営化事業者選考委員を経験しました。現在は次女が民営化園に在園しており、民営化の過程と結果に興味があり民営化検証委員に応募しました。

民営化の過程を細かく検証するのは、とても興味深い作業でした。日常受けている保育からは見えなかった、保育士さんや市役所の方などの視点からの民営化を知ることができました。それと同時に、保護者が保育園や市の考えを知る機会や意見を交換できる機会が日常的にあつたらしいのに、と強く感じました。

時の経過とともに社会情勢は変わり、保護者が保育に対して求めるものも変わっていきましょう。保育の方法も変わっていく事と思います。未来の立川市の保育は、保育園と市と保護者がコミュニケーションを取り、お互いを理解し、よりよい方向へ柔軟に進んでいくものであって欲しいと願います。

検証に加わるのは貴重な体験でした。機会を頂いたことに、とても感謝しています。

私自身は民営化当時の状況を知らずに保育園を利用してきました。検証を通して、今の保育園の姿は民営化に関わった全ての人が作り上げてきた土台のもとに成り立っているのだと知りました。また、安心して子を預けられる環境があることのありがたみを再認識しました。

明確な形のないものを作り上げていくのは様々な不安や葛藤があつたかと思いますが、現在ほどの民営化園も子どもたちの健やかな成長を見守る存在として機能しており、結果的に良かったと思います。これからも時代の流れとともに変わっていくニーズに応え、子どもたちと共に保育園自身も成長して行ってほしいと思います。

私が民営化検証委員会に応募した理由は、子供が通っている市立保育園に対してもっとこうなつたらいいなと思う点があり、立川市の保育について色々知りたいと思ったのがきっかけです。

委員会の会議を通して民営化当初は反対の声も多く、保護者・先生方・市の職員と何度も話し合いが行われていたこと、市の予算の中で保育に関わる費用は増加傾向にあること、補助金制度のことなどを教えて頂きました。知らなかった事ばかりで、とても勉強になりました。

委員会のメンバーには市の職員の方、保育士として民営化に関わっていた方、保護者など色々な方々がいて、一人ひとりの立場が違えば視点や考え方も異なるということを改めて実感しました。しかし、全員が『子どもにとって良い保育とは？』を常に考えているんだということが伝わってきました。

委員会を通して皆さんとお話出来たことをとても嬉しく思います。ありがとうございました。

最後に、いつもたくさんの資料を期限までに分かりやすくまとめ準備をしてくださった職員の方々、本当にお疲れ様でした。これからは是非、市の職員の方や保育に関わる方々とママさんたちがフラククに話せる場所を作って欲しいです。

# 立川市立保育園民営化ガイドライン

立 川 市

平成19年12月

## 1 ガイドラインの目的

保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、特に、少子高齢化、核家族化の現象や女性の社会進出が顕著となっており、保育サービスに求められる保護者のニーズも多様化してきています。

また、保護者の就労形態も多様化し、保育園に求められる保育需要も多種・多様に変化してきており、保育園に入園している子ども家庭だけでなく、地域全体の子育て家庭に対する支援の役割も担うことが求められています。

こうした中で、市は、次世代育成支援行動計画である「夢育て・たちかわ・子ども21プラン」や「保育行政計画」に基づき、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりに向けて、保育園が果たす役割を検証しつつ、保育サービスの拡充に努めているところです。

一方、立川市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、市は、限られた経営資源の中で、時代の要請や市民要望に応じていくため、経営改革プランに基づき、これまでの枠組みにとらわれずに新機軸の視点から既存の施策の再点検などをはじめとする全庁的な取り組みを展開しています。

このため、保育行政においても、経営改革プランに基づき、市立保育園を民営化することにより、待機児童の解消はもとより、効率的な保育園の運営をはじめ、特別保育や地域の子育て支援など保育ニーズに応えるべく、経験豊かな人材と財源を有効に活用することが使命であると考えます。

こうしたことから、市は、市立保育園の民営化をすすめることとし、民営化をすすめていくにあたり、一定の基準を示したガイドラインを策定することとしたものです。このガイドラインは、民営化の設置・運営主体や事業者選定をはじめ、民営化に際しての職員配置や保育内容など市が指定する条件、移行のための準備期間、事業者決定後や民営化後の保護者・事業者・市との三者による話し合いについてなどの基準を定め、市民・事業者に広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。

市は、民間活力をより積極的、効果的に活用するとともに、多様化する保育ニーズに柔軟にかつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや親の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるよう努めてまいります。

## 2 民営化に対する基本的な考え方

### (1) 民営化の目的

市は、立川市全般にわたる厳しい行財政状況を踏まえ、限られた経営資源の中で、時代の要請や市民要望に応じていくため、経営改革プランに基づき、これまでの枠組みにとらわれずに新機軸の視点から既存の施策の再点検などをはじめとする全庁的な取り組みを展開しています。

保育行政を取り巻く状況においても、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化する中、子どもたちの健やかな成長と女性の就労の支援を図るため、待機児童の解消はもとより、一時・特定保育や延長保育、休日保育などの新たな保育サービスの充実が急務となっています。また、少子化や核家族化などによる子育て不安の解消のため、地域子育て支援の機能の充実も求められています。

こうした多様な保育ニーズに対応していくためには、市立保育園の役割に加え、これまでの柔軟な対応やマネジメント力などの実績からみても、民間活力を活用することも有効といえます。

現在、立川市では、市立保育園 11 園、私立保育園 17 園において、保育サービスを展開しています、しかし、平成 17 年度の園児一人あたりに投入した市税等の一般財源を比較すると、市立保育園が約 157 万円、私立保育園が約 60 万円で、公立保育園の方が民間保育園に比べ 2.6 倍のコスト負担となっています。

そこで、市は、限られた経営資源の中で、民間活力をより積極的、効果的に活用し、待機児童の解消や保育サービスの充実、子育て支援をより一層推進していくことはもとより、立川市の行財政運営に必要な財源を確保するため、経営改革プランに基づき、市立保育園の民営化をすすめるものです。

多様化する保育ニーズに柔軟にかつ積極的に対応するため、行政の担う役割を重点化し、子どもの育ちや親の暮らしを大切にしながら、より良い保育を創り、将来にわたり利用者が満足する保育サービスが提供できるようすすめていきます。

### (2) 民営化の進め方

市立保育園の民営化計画を推進していく上で、保護者の理解や協力は必要不可欠なことであり、保育を必要とする市民ニーズを的確に把握し、適宜、民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保します。民営化にあたり、子どものことを重視するなど、民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な移行を図ります。

### **(3) 民営化対象園の選定と民営化の実施時期**

民営化対象保育園の保護者や、新たに保育園に入園を申し込まれる保護者に配慮し、民営化保育園はできる限り早い時期に決定し、発表することとします。

また、発表は対象保育園の保護者だけではなく、広く市民に行うこととし、発表後、対象保育所の保護者に対して説明会を行います。

## **3 民営化の手法**

### **(1) 設置・運営主体**

市立保育園を民営化する手法は、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果などを考慮し、「民設民営」方式によるものとします。

また、設置・運営主体は、認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人等とします。

### **(2) 用地・建物等について**

民営化後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園用地については無償貸与とし、建物や備品等については無償譲渡とします。

### **(3) 事業者の公募**

より優良な事業者を確保するために募集方法は、公募によるものとします。

また、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、事業者が余裕をもって応募することができるように2か月程度の応募期間を確保します。

### **(4) 事業者の選定**

事業者の選定にあたっては、市民や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式（プロポーザル）により選定します。

### **(5) 事業者選定基準**

事業者の安定性や継続性ととともに、保育の質を維持・向上できるより優良な事業者を選定することを基準とします。

選定にあたっては以下の点を重視します。

- ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。

- ・多様な保育ニーズに対応するため、市が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。
- ・保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ・保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

## (6) 市が指定する条件

市が指定する民営化の条件は、次のとおりとします。

### ① 運営全般

- ア 選定された設置運営主体（法人等）が自ら保育園を運営すること。
- イ 移管を受けた土地や建物、備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ウ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。

### ② 職員配置

- ア 保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。
- イ 園長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、当該保育園の専任職員とする。
- ウ 移管前3か月以上、職員を当該保育園に勤務させ、保育を行いながら円滑な引継ぎに努めること。

### ③ 保育内容

- ア 産休明け保育（生後57日目からの保育）、延長保育（開所時間12時間以上）を実施すること。
- イ 地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ウ 第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。
- エ 職員の研修や保育園相互の交流に努め、保育の向上を図ること。

#### ④ 保育所定員

ア 移管後は、移管前の市立保育園の定員を上回るよう、認可定員の拡大や定員の弾力化を図ること。

### (7) 事業者の決定と発表

事業者の決定と発表から民営化移行まで1年程度の期間を確保します。なお、運営事業者決定後、他の市立保育園への転園を希望する在園児の保護者につきましては、他の保護者との公平性を損なわない範囲で転園がしやすくなるよう、できるだけ配慮します。

## 4 引継ぎ

### (1) 移管計画の策定

民営化に際しては、移行のための準備期間として1年程度を確保し、事業者の引継ぎや保護者の理解等、十分な準備ができるような移管計画を立てます。

### (2) 保育内容の継続と拡充事項の履行の義務付け

保育水準の維持・向上や保護者の不安の軽減のため、保護者の意見等も聞きながら、現在の市立保育園の一定の保育内容を継承するために継続する事項や、あらたに拡充する保育サービスを提示して、民営化後の履行を事業者には義務付けることとします。

### (3) 三者による話合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係を築くことが重要であることから、事業者の決定後、速やかに、保護者・事業者・市の三者による話合いの場を設置します。

### (4) 合同保育の実施

民営化の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化により、子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。

このため、子どもたちが新しい保育士に慣れ親しむことができるように、一定の期間、市の職員と民営化対象保育園の職員が合同で保育に携わる期間を設けます。合同保育の期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎを行っていきます。

合同保育の期間は、3か月程度の期間を目安としますが、その期間については民営化対象園の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議し決定していきます。

#### **(5) 市による進行管理**

市は、移行準備期間や合同保育期間において、計画どおりに引継ぎが行われているか、逐次、進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより、問題解決に向け努力します。

### **5 民営化後の市の役割**

#### **(1) 三者による話合いの場の継続**

民営化後についても、保護者・事業者・市との三者による定期的な話合いの場を当分の間継続して行います。新園において問題が生じた場合には、市が解決に向け努力します。

#### **(2) 民営化園の評価と情報の公開**

市は民営化後の保育園に対して、保育内容等の移管条件が守られているか逐次確認するとともに、福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点による民営化園の評価を行います。また、この評価を公開するものとし、情報の開示に努めていきます。

## 5. 民営化の経緯（年表）

年月	民営化の取組等	西砂保育園	見影橋保育園	江の島保育園	栄保育園	柴崎保育園
平成19年12月	「立川市立保育園民営化ガイドライン」策定					
平成20年3月	「市立保育園の民営化について」市立園のうち5園を民営化する計画を発表					
平成20年6月	5園の計画のうち2園の対象園を発表	民営化対象発表 保護者説明会 (平成21年6月まで計12回)				
平成20年7月			民営化対象発表 保護者説明会 (平成20年11月まで計3回)			
平成21年8月		運営事業者公募開始 (5事業者応募)				
平成21年12月	「立川市の今後の保育のあり方～より良い保育の実現に向けた提言～」					
平成22年2月		○運営事業者決定				
平成22年2月		三者懇談会開始 (平成24年5月まで計19回)				
平成22年10月		引継ぎ保育開始				
平成22年11月		園舎大規模改修 及び増築工事開始				
平成23年4月		◎民営化 合同保育開始				
平成23年5月		増築工事完了				
平成23年6月		●定員拡大				
平成23年8月		園舎大規模改修工事完了				
平成23年10月			民営化対象 保護者説明会 (平成24年7月まで計6回)			
平成24年1月		合同保育終了 (10か月)				
平成24年6月	「西砂保育園民営化検証報告」					
平成24年8月			運営事業者公募開始 (3事業者応募)			
平成25年1月			○運営事業者決定			
平成25年3月			三者懇談会開始 (平成26年11月までに計13回)			
平成25年5月	「市立保育園民営化の検証報告 (平成25年4月現在)」					
平成25年5月	市立保育園民営化の 5園の計画のうち3園の対象園を発表			民営化対象発表	民営化対象発表	民営化対象発表
平成25年7月				民営化対象 保護者説明会 (平成26年2月までに計6回)	民営化対象 保護者説明会	民営化対象 保護者説明会
平成25年10月			引継ぎ保育開始			
平成25年11月				民営化ガイドライン・Q&A等に係る 保護者説明会		
平成26年2月					民営化対象 保護者説明会	民営化対象 保護者説明会
平成26年4月			◎民営化 合同保育開始			

年月	民営化の取組等	西砂保育園	見影橋保育園	江の島保育園	栄保育園	柴崎保育園
平成26年6月				運営事業者公募開始 (2事業者応募)		
平成26年8月			合同保育終了 (5か月)			
平成26年11月				○運営事業者決定		
平成27年2月				三者懇談会開始 (平成28年5月まで計7回)	民営化対象 保護者説明会	民営化対象 保護者説明会
平成27年4月	子ども・子育て支援新制度開始					
平成27年10月				引継ぎ保育開始		
平成28年2月					民営化対象 保護者説明会	民営化対象 保護者説明会
平成28年4月				◎民営化 合同保育開始		
平成28年4月				仮設園舎での運営開始		
平成28年5月			仮設園舎での運営開始		運営事業者公募開始 (2事業者応募)	
平成28年6月				合同保育終了 (3か月)		
平成28年11月					○運営事業者決定	
平成29年2月					三者懇談会開始 (平成30年6月まで計7回)	民営化対象 保護者説明会
平成29年4月			新園舎での運営開始 ●定員拡大			
平成29年8月				新園舎での運営開始 ●定員拡大		
平成29年10月					引継ぎ保育開始	
平成30年2月						民営化対象 保護者説明会
平成30年4月					◎民営化 合同保育開始	
平成30年5月						運営事業者公募開始 (6事業者応募)
平成30年6月					合同保育終了 (3か月)	
平成30年11月						○運営事業者決定
平成31年2月						三者懇談会開始 (令和2年6月まで計7回)
令和元年10月	幼児教育・保育の無償化開始					引継ぎ保育開始 (3か月間)
令和2年4月					仮設園舎での運営開始	◎民営化 合同保育開始
令和2年6月						合同保育終了 (3か月)
令和2年7月	民営化検証等のための 保護者アンケート実施					
令和2年9月	民営化検証委員会開始 (令和3年1月まで)					
令和3年4月					新園舎での運営開始(予定) ●定員拡大(予定)	
令和4年4月						新園舎での運営開始(予定) ●定員拡大(予定)

立川市立保育園民営化に関する検証報告書

発行 令和3年(2021)年3月

立川市子ども家庭部保育課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111(代表) 内線1320(保育課)

FAX 042-528-4356(保育課)